

中小企業施策に関する重点要望

平成21年6月11日
東京商工会議所

昨年秋以降、世界経済の急速な悪化により、我が国の実体経済は、高水準で推移する倒産件数、物価の下落、完全失業率の上昇などの経済指標が示す通り大きな打撃を受け、先行きの不透明感が増すばかりである。とりわけ中小企業は、数年前の好況期に、十分な企業体力を蓄えることができずに、今回の景気後退に直面し体力の限界にきている。

当会議所が実施した「東商けいきょう（平成21年1-3月期）」では景況感が8四半期連続で悪化しており、企業経営者から、売上の大幅な減少、あるいは資金繰りの厳しさなど、自助努力では解決できないという声が多数寄せられている。

このような状況下においては、政策を総動員して官と民が力を合わせて景気後退からの脱却に取り組むことが重要であり、なかでも最優先の課題は、雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要を創出することにある。今回の「経済危機対策」はまさにその趣旨に適ったものであり深く感謝申しあげる。

そして景気が底を打った後、持続的な経済成長を目指すには、まず企業数の99.7%、従業員の約7割を担う中小企業の経営基盤の安定と、中長期的視点に立ってイノベーションに挑戦する中小企業の支援が不可欠である。

政府におかれては、「経済危機対策」を迅速かつ確実に実行していただくとともに、我が国経済を支える東京の中小・小規模企業の経営力向上に向け、施策の充実強化を図るとともに、その施策が広く行き渡るよう、中小企業対策予算の飛躍的な拡充をお願いしたい。

東京商工会議所は、昨年の130周年を契機に中長期ビジョンを策定した。「中堅・中小企業の活性化と経営革新」を重点課題として掲げ、政府や関係機関との連携をこれまで以上に密にするとともに、課題の解決に向けて経営支援力を高めていく所存である。

記

I. 重点要望事項

1. 有効需要の創出に向けた施策の充実

当会議所が行った「緊急会員企業動向調査」によると、09年度上半期（4月－9月）売上の見通しは全業種で50%が「減少」と回答。そのなかでも、「30%以上売上が減少する」見通しとの回答が28.4%にも上った。また、毎年実施している「中小企業の経営課題に関するアンケート」において、直面している経営上の問題点で最も多かったのが、需要（消費）の低迷（61.7%）で例年と比較して急増していることから、需要の創出に効果のある次の事項について特段のご支援をお願いしたい。

(1) 中小企業の技術開発への支援

太陽光発電、低燃費車・省エネ製品等など新産業・成長分野を支える中小企業の技術開発への支援。特に「戦略的基盤技術高度化支援事業」と「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」は有効な施策であることから、同事業を早期かつ円滑に実施するとともに、広く中小企業が活用できるよう広報活動の充実と申請状況によっては予算の拡充をお願いしたい。

(2) 海外販路開拓・マーケティングへの支援拡充

J E T R O、中小企業基盤整備機構の事業を中心とした中小企業の海外市場開拓支援プログラムの施策普及を図るとともに、多国語対応のホームページの制作費用等の助成、海外からの問い合わせへの対応や受発注の仲介を行う仕組みの構築等により、商談の成立に向けたきめ細かなサポートをお願いしたい。

(3) 公共事業の前倒し執行等

東京23区における都市計画道路の完成率は59.5%（平成20年）、無電柱化は7.3%（平成19年）に留まっている。投資効果が高くボトルネックとなっている道路、無電柱化の推進、学校の耐震化、あるいは、老朽化した橋梁・上下水道などのメンテナンスなど、既に計画されている公共事業の前倒し執行を中心として早急に推進していただきたい。

(4) 地域経済活性化に向けた支援

地域経済活性化の観点から、地域商店街活性化プランの推進をお願いしたい。また、サービス産業の生産性向上に向け、引き続き取り組みを強化していただきたい。更には経済波及効果の高い東京オリンピック・パラリンピックの招致活動を後押しされたい。

2. 中小企業の経営基盤安定に資する施策の推進

当会議所が実施している「中小企業の景況感に関する調査（平成21年1-3月期）」によると平成21年4-6月期の資金繰りの見通しのD I値は▲43.0と7期連続でマイナス幅が拡大。先行きの不透明感を訴える声も大きい。一方で「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、人材の確保・育成が今後重視する経営課題として最も回答が多かったことから、次の事項にご配慮をお願いしたい。

(1) 中小企業金融の円滑化

需要が創出された後の対応を念頭に置き、前向きな資金需要に対する融資、特にリスクジュール等条件変更が行われていて、実行されるような環境整備をお願いしたい。また、中小企業再生支援協議会の充実強化を図られたい。

(2) 中小企業の取引適正化支援

依然として、中小企業から取引適正化に向けた取り組みの強化を訴える声は多い。「下請かけこみ寺」の相談機能の強化はもとより、裁判外紛争解決手続き（ADR）の利用促進、下請ガイドラインの普及啓発などを行うことで、下請取引の適正化を図ることが必要である。さらに、下請代金検査官の大幅な増員など、監視体制の強化と下請法の厳格な運用を図られたい。

(3) 中小企業のBCP（事業継続計画）策定等に対する支援

中小企業は大企業のように危機管理体制が十分ではなく、新型インフルエンザ感染の拡大や震災等災害発生時に、企業経営や事業の継続に相当の混乱が予想される。国民への基礎的情報の積極的な提供はもとより、BCP策定に対する支援やセーフティネットの機動的実施など中小企業の事業継続への十分な配慮に努められたい。

(4) 中小企業緊急雇用安定助成金の手続きの迅速化

中小企業緊急雇用安定助成金については、申請から受給までに数カ月を要することから、申請書類の簡素化や手続きの迅速化を図られたい。また、中小企業が教育訓練に容易に活用できるように改善すべきである。

(5) 人材の育成・確保への支援

現下の状況下にあっても、中小企業にとって、人材の育成・確保に向けた取り組み意欲は強い。その中で、当会議所にも設置されている東京都地域ジョブ・カードセンターを利用する企業も徐々に増えており、自社の人材ニーズに合致した人材の育成・確保ができ、雇用のミスマッチが防げたなどの声も寄せられている。ジョブカード制度を平成22年度においても継続して実施し、一層の拡充・強化を図るとともに、制度の理解促進とPR活動を推進されたい。

(6) ワーク・ライフ・バランスの導入に対する取り組みへの支援

ワーク・ライフ・バランスの導入など働き方の見直しに取り組む中小企業に対して、新しい経営手法に関する情報提供や啓発など、その取り組みを積極的に支援されたい。また、次世代法の改正によって一般事業主行動計画の提出義務が中小企業に拡大されるが、人事労務の体制が十分に整っていない中小企業に対して適切な支援を実施されたい。

(7) 小規模企業支援策の対象拡大と施策の拡充、予算の安定的な確保

平成11年に改正された中小企業基本法について、改正時の付帯決議に「十年程度を目途に本法の見直しについて柔軟に対応すること」とあることから、経済情勢の変化を十分に勘案したうえでご検討をお願いしたい。特に小規模企業者の範囲拡大（従業員の数が30人、商業・サービス業においては10人程度）により、小規模事業者支援促進法などに基づく小規模企業支援策の対象の拡大と施策の拡充を検討されたい。また、地域力連携拠点事業の拡充及び事業承継センター事業の充実もお願いしたい。更には、小規模企業対策予算の安定的な確保に向けて、国は都道府県に対する指導力を発揮していただきたい。

Ⅱ. その他要望事項

1. 中小企業金融

(1) 多様な金融サービスの開発・普及

流動資産担保融資（ABL）等をはじめとした不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資制度や信用保証制度の拡充を図られたい。

(2) 政府系金融機関による融資の一本化

借入返済負担の軽減の観点から、政府系金融機関における既存債務の一本化・条件変更の促進をお願いしたい。

2. ものづくり支援

(1) S B I R制度の活用促進

日本版S B I R（中小企業技術革新制度）について、本制度の周知の強化を図っていただきたい。また、本制度の利便性を高めるとともに、技術開発の成果の事業化や販路拡大につながる取引マッチングなどの支援拡充を図っていただきたい。

(2) 産学官連携推進のための環境整備

産学官連携が推進されているなか、中小企業にとっては、公的研究機関や大学研究室等とのマッチングの機会および、研究等に関する情報の不足、費用の問題が阻害要因となっている。そのため大学・研究機関等の研究成果や、知的財産等の情報量が豊富で、検索性の高いデータベースの拡充、そのコーディネート機能の強化、利用者層の拡大を図られたい。さらに、共同研究に掛かる費用の助成や研究内容に応じた費用テーブルのガイドライン等の整備など、産学官連携推進の環境整備に努められたい。また、中小企業をはじめ社会で活躍する人材の産学連携による育成を強化するため、関係府省が連携して、「産学人材育成パートナーシップ」を着実に推進されたい。

(3) ものづくり教育の推進と産業人材の育成・確保

就業訓練、実習科目の充実など工業高校の魅力向上を図るとともに、工業高校と工業高等専門学校との接続等による実践的教育機能の拡充、工業高等専門学校の増設、あるいは日本版デュアルシステムの推進など、ものづくり教育の強化とともに、社会に出る前の段階における社会人基礎力の育成やキャリア教育の推進など若年者の人材育成を推進していただきたい。

また、雇用・能力開発機構の人材マッチング機能を、産業・業種団体との一層の連携により強化されたい。

3. 商店街の活性化

地域商店街活性化法の早期成立及び円滑な施行と株式会社全国商店街支援センターの事業運営に資する環境整備として、中小商業活力向上事業予算の増額、空き店舗等の有効活用による地域商業活性化に資する取り組みへの支援、生鮮食品等の店舗における共同仕入れ等についてボランティアチェーン方式等の一層の普及、IT経営応援隊によるIT利活用支援などをお願いしたい。

4. 税制

(1) 中小企業の経営基盤強化のための税制措置

中小企業の経営基盤を強化する観点から、中小企業の軽減税率の適用所得金額（現行 800 万円）の引き上げ等を図られたい。また、中小企業の設備投資の促進、研究開発力の強化の観点から、今年度末に適用期限を迎える、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、少額減価償却資産の特例等を拡充・延長されたい。

さらに交際費について、全額損金算入とする本来の制度に戻すべきか、現行の特例を拡充して延長すべきである。

(2) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の撤廃

本措置は、会社法の施行に伴い個人事業者が節税目的から安易に法人成りすることを防ぐという本来の制度趣旨とは異なり、実際には従業員規模及び業歴とも十分に備えた既存の同族会社までが対象となることや、個人所得税の概念を法人税に持ち込んだ点などいくつかの問題点がある。本制度は速やかに撤廃すべきである。

(3) 事業所税の廃止

応益課税という観点からは固定資産税や法人事業税の外形標準課税との二重負担であり、特に産業及び人口集積度の高い都市部に立地する企業にとって負担となっている。中小企業の活力を引き出し、地域の活性化につなげるためにも事業所税は廃止すべきであり、少なくとも中小企業者に対しては事業所税を免除すべきである。

(4) 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

平成 21 年度税制改正における非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度について、制度の利用・運用状況等を踏まえ、より活用されるよう必要に応じ制度の充実化を図られたい。

(5) 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置

親族以外を後継者とする事業承継にあたり、後継者へ自社株式を財産評価基本通達評価額より相当程度低い金額で譲渡すると、評価額と譲渡価額との差額に対し贈与税が課されることがある。このため、親族外への円滑な事業承継を支援するための税制措置を講じられたい。

(6) 取引相場のない株式の評価方法の改善

取引相場のない株式の評価は、経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなる。今般の事業承継税制の施行後といえども、分散した株式の後継者による買い戻しなど、過大な株式評価が事業承継の大きな支障となる。また、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）においては、実務上広く活用されている収益還元法など多様な評価方法が提示されたところである。以上を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を見直されたい。

5. 環境対策

中小企業が生産性の向上や経営基盤の強化を図るには、省エネ・低炭素経営を促進することが極めて重要である。これを実現させるため、以下に掲げる支援措置の拡充をはじめ、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等の支援などを講じられたい。その際、各地域において積極的な情報提供等により中小企業の取り組みや環境教育等の推進を図られたい。

(1) 中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

中小企業が省エネルギー化や温室効果ガスの排出削減に自主的に取り組むため、以下の措置を講じられたい。また、中小企業における地球温暖化対策を一層推進するため、商工会議所が自主的に行っている環境に配慮した取り組みを強力に支援されたい。

①省エネルギー化・温室効果ガス削減支援制度の拡充

(ア) 省エネ無料診断の拡充

(イ) 環境マネジメントシステム認証の取得・更新費用への補助制度の導入など支援制度の拡充

(ウ) 事業所・住宅等への省エネルギー・新エネルギー設備の導入について、地域協議会を組織して申請することとなっている補助対象要件に、個別企業や住宅を追加するなどの要件緩和

(エ) 中小企業による「エコ通勤」推進の取り組みを促進するための支援制度の充実

(オ) 中小企業自らが温室効果ガス排出の実態を把握するための動きに対する支援制度の拡充

②省エネルギー化・温室効果ガス削減支援新制度の創設

(ア) 中小企業の環境対策や環境ビジネス進出の相談に応じる専門家の登録・派遣への支援制度の創設

(イ) 温室効果ガス排出削減等に関する説明会等の開催への支援制度の創設

(2) 中小企業向け税制措置の恒久化、融資制度の要件緩和、補助制度の利便性向上

中小企業による省エネルギー・温室効果ガス削減に資する設備等の導入や、環境・エネルギー分野の技術開発等を促進するための税額控除や特別償却制度（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）が平成22年度までの時限立法とされているため、これを恒久措置とされたい。

また、環境・エネルギー対策貸付制度について、利便性向上のため、省エネルギー効果や温暖化ガス削減効果の要件を緩和されたい。

さらに、各種補助制度の公募に際して、事前の告知期間や十分な公募期間を設けて応募しやすくすること、手続きを簡素化することなどにより、中小企業にとっての利便性の向上を図られたい。

(3) 国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

大企業の資金・技術を活用し、中小企業等の温室効果ガス排出削減を進める仕組みである「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、「中小企業等に対するソフト支援事業」を継続・拡充するとともに、以下の点について措置を講じられたい。

①制度普及のための広報活動の推進

②排出削減事業計画の無料作成支援の継続実施

③排出削減計画審査費用の1/2（上限50万円）となっている審査費用補助制度について、排出削減計画審査費用およびモニタリングに関する費用の100%補助への拡大

④クレジットの買い手である大企業等と中小企業等とのマッチング支援の拡充

(4) 国内クレジットの税務上の支援

国内クレジットを取得した企業が、わが国の温室効果ガス削減に貢献する自主行動計画等の目標達成のために同クレジットを活用した際、京都メカニズムクレジットと同様に、クレジット取得費用の全額を、法人税法上の損金算入が可能となるよう措置を講じられたい。

(5) 新エネルギー等の利用促進

太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池など、先進的な新エネルギー等の設備を導入する中小企業に対し、利便性の一層の向上のため、その取り組みを支援されたい。

また、温室効果ガスの排出を伴わない風力発電や太陽光発電などの、再生可能エネルギーから電力を得ることによる環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」の購入費用について、税務上の損金算入が可能となるよう措置を講じられたい。

6. 創業・ベンチャー支援の拡充

倒産件数が増加し、事業者数の減少が深刻な問題となっていることから、金融・税制面における創業・ベンチャー支援策の拡充をお願いしたい。

以 上

平成21年度第4号 平成21年6月11日 第605回常議員会決議
--